

	公益社団法人	一般社団法人
申請	都道府県へ移行認定申請	都道府県へ移行認可申請
目的	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与	目的を問わない
監督	都道府県。報告徴収、立ち入り検査の実施、認定の取り消しもある	法人の自主運営(公益目的支出計画実施中に一部あり)
認定及び認可の基準	公益目的事業を行うことを主たる目的としている 公益目的事業比率が、50%以上 遊休財産が公益目的事業を超えてはならない 法人関係者に特別の利益を与えない 毎年、認定基準を満たしているか確認 事業収益・予算・決算報告必要	公益性の有無に関わらず、登記のみで申請可 移行時の公益目的事業の財産の支出計画作成が適正であり、確実に実施されると見込まれるものであること。 営利型か非営利型の選択 事業年毎の報告書を作成、会員への開示が必要
税制	公益目的事業として認可された事業は課税除外、収益事業についてのみ課税 みなし寄付は収益の100% 利子・配当等に係る源泉所得税非課税 寄附者の優遇措置あり	収益事業についてのみ課税 みなし寄付は認められない 寄附者の優遇措置がない 利子・配当に係る源泉所得税課税 非営利型のみ税制優遇あり
その他	活動状況などの適切な情報提供が必要 赤字事業でも認定は可 社会的信用、寄付を受けやすい、税務上の優遇 監事は税理士か公認会計士、経理経験者	公益目的財産額が零となったとき、行政庁の監督は終了し、一般社団法人と同様となる <u>移行後、公益認定の基準に適合すれば、認定をうけ公益法人となることができる。</u>

2013年(平成25年)11月30日までに一般社団法人か公益社団法人かを選択、申請しなかった場合は解散となる